

## 令和3年4月介護報酬改定に伴う請求事務の主な留意事項について

## 1 介護報酬改定によりサービスコード、単位数、サービス内容略称等が変更となります。

サービス提供年月と一致していないサービスコードで請求した場合は「返戻」となりますのでご注意ください。

サービス提供年月	請求方法
令和3年3月サービス分まで	旧サービスコードで請求
令和3年4月サービス分から	新サービスコードで請求

## 2 令和3年9月30日までの上乗せについて

介護給付費において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日までの間、各サービス種類の所定点数の1000分の1に相当する単位数の算定が必須となります。

## 【上乗せ分対象サービス】

- ・福祉用具貸与費、介護予防福祉用具貸与費以外の本体サービス
- ・特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費のうち訪問介護サービス
- ・介護予防特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費のうち、訪問介護および通所介護サービス

**※上乗せ対象サービスについて、上乗せ請求を行わない場合、「返戻」となります！**

(ただし、介護予防・日常生活支援総合事業除く)

## 【算出方法について】

※以下の算出は請求明細書に記載の「令和3年9月30日までの上乗せ分」サービス単位数が1単位より大きい場合のみ実施する。

- 算定対象サービスのサービス単位数の集計値
- 令和3年9月30日までの上乗せ分の加算率(1000分の1)

令和3年9月30日までの上乗せ分の算出値 = (i) × (ii) (※端数処理)

## ※端数処理

算出値が1未満の場合、小数点以下切り上げとして算出値は「1」とする。

(例1) 算出値 = 0.4 → 1

算出値が1以上の場合、小数点以下四捨五入とする。

(例2) 算出値 = 1.4 → 1

(例3) 算出値 = 1.5 → 2

※詳細については「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課他連名事務連絡)「Ⅲ-資料3\_介護給付費明細書及び給付管理表記載例」の記載方法をご参照ください。